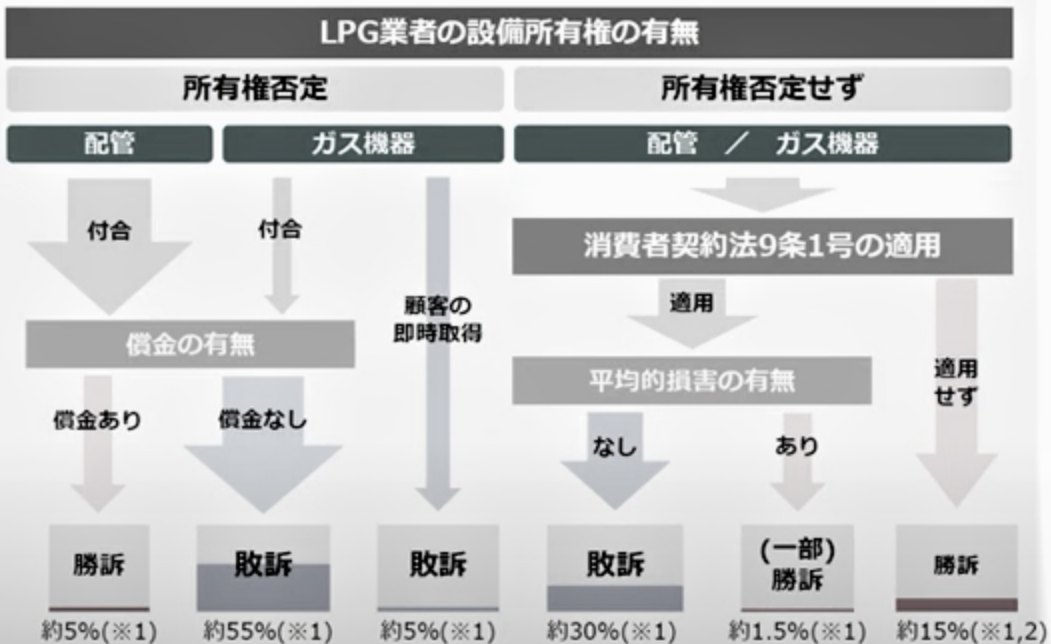


# 裁判例の判断の傾向のフローチャート



(※1) 1件の裁判例において、複数の理由を認めているものは、複数件とカウントしている (10数件程度)

(※2) 「利益調整合意」に基づく請求を認めるものは、所有権の有無にかかわらず請求を認めるものとして、判示中で設備所有権を否定していても本カテゴリに含める